

I E A 「COP21 に向けた世界エネルギー展望特別ブリーフィング」の概要

1. COP 21 に参加する政策意思決定者への情報提供のため、I E A は各国の約束草案 (INDCs: Intended Nationally Determined Contributions) に関する分析の要約を提供する。この分析は 2015 年 6 月に I E A が公表した「世界エネルギー展望: エネルギーと気候変動に関する特別レポート」の分析を 10 月半ばまでに明らかにされた約束草案を含んだ最新のものとしたものである。
2. 150 カ国以上が約束草案を提出済みであるが、これは世界の経済活動の 90% 以上、世界のエネルギー関連の温室効果ガス排出量の 90% 以上を占める。全ての約束草案がエネルギー分野を対象範囲に含めており、その半分がエネルギーに焦点を当てた明確な目標を定めている。最も共通したエネルギー関連施策は、再生可能エネルギーの活用 (約束草案の 40%)、エネルギー効率の向上促進 (約束草案の三分の一) である。
3. 約束草案が十分に実行に移された場合、エネルギー分野の温室効果ガス排出量の増加は劇的に縮小する。具体的には、エネルギー関連部門からの排出量は 2014 年から 2030 年までの排出量は、3.7 ギガトン (CO₂ 換算) と見込まれ、2000 年以降の排出量増加量 (11.2 ギガトン (CO₂ 換算)) の三分の一となる。この結果、2030 年におけるエネルギー関連の温室効果ガス排出量は 42 ギガトン (CO₂ 換算) となる。世界の経済活動の半分を占める国々 (EU、米、中国、日本、韓国、南ア等) は、2030 年までに温室効果ガスの排出量が横ばいになるか減少することが見込まれる。発電分野については、2030 年までに 40% 以上の電力需要の増加が見込まれるものの排出量はほぼ横ばいとどまる。これは電力需要の増加とそれに関連する CO₂ 排出量の増加とのリンクが無くなるという更なる脱炭素化の重要なステップである。
4. 約束草案の十分な実行のためには、2030 年までの間にエネルギー分野において 13.5 兆ドルの投資を必要とする。約 8.3 兆ドルが運輸、建物、産業分野のエネルギー効率向上のための投資であり、4 兆ドルが再生可能エネルギー発電への投資である。
5. COP 21 における約束は将来のエネルギー分野のトレンドに肯定的なインパクトを与えるが、合意された目標を達成するために必要な軌道修正には至らない。すなわち、約束草案の実行は 2100 年までに約 2.7°C 上昇という道筋に沿うものであり、2°C 目標には達しない。しかし、エネルギー分野における更なる温室効果ガス抑制のために取るべき多くの措置がある。「世界エネルギー展望: エネルギーと気候変動に関する特別レポート」にお

いては、ネットコストがかからない5つの措置に焦点をあてている。これらの措置は以下の5つ。(1)産業、建物、運輸部門でのエネルギー効率の向上、(2)最も効率の低い石炭火力発電使用の段階的廃止 (phasing out)、(3)再生可能エネルギー発電関連技術への投資拡大、(4)化石燃料補助金の段階的廃止、(5)石油ガス採掘時のメタン排出の削減。

6. 約束草案の明確さと一貫性を向上させ、野心レベルの引き上げ方法を特定する努力は大きなメリットをもたらす。例えば、もっと明確に定義され計測可能な目標やこれら目標の達成を可能とする政策に関するより多くの情報などが必要である。また、エネルギー関連の温室効果ガス排出量の削減は、暫定的で周期的なものではなく、永続的で構造的なものではない。